

令和5年第1回清須市議会臨時会会議録

令和5年5月8日第1回清須市議会臨時会は清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之

計 20名

3. 欠席議員

21番 天野武藏

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永	田	純	夫				
副	市	長	葛	谷	賢	二			
教	育	長	天	埜	幸	治			
企	画	部	長	河	口	直	彦		
総	務	部	長	岩	田	喜	一		
危	機	管	理	部	長	丹	羽	久	登

市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	加 藤 久 喜
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	三 輪 好 邦
教 育 部 長	石 黒 直 人
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 敬
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	楢 本 雄 介
総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長	飯 田 英 晴
総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	辻 清 岳
市 民 環 境 部 次 長 兼 生 活 環 境 課 長	松 村 和 浩
健 康 福 祉 部 次 長 兼 子 育 て 支 援 課 長	吉 野 厚 之
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 参 事	猿 渡 一 樹
人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
企 画 政 策 課 長	林 智 雄
企 業 誘 致 課 長	沢 田 茂
財 政 課 長	服 部 浩 之
税 務 課 長	渡 辺 由 利 子
危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 課 長	藏 城 浩 司
保 險 年 金 課 長	浅 野 英 樹
産 業 課 長	梶 浦 庄 治
西 枇 杷 島 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	下 村 辰 之
清 洲 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	石 田 讓
春 日 市 民 サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	佐 藤 嘉 起
社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
高 齢 福 祉 課 長	寺 社 下 葉 子
土 木 課 長	村 瀬 巧
都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴

上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
監 査 課 長	木 全 信 行
学 校 教 育 長 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議長辞職許可について
- 日程第 4 選挙第1号 議長の選挙について
- 日程第 5 副議長辞職許可について
- 日程第 6 選挙第2号 副議長の選挙について
- 日程第 7 常任委員会委員の選任について
- 日程第 8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9 清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任について
- 日程第10 清須市議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第11 清須市特定構造物改築対策特別委員会委員の選任について
- 日程第12 清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任について
- 日程第13 西春日井広域事務組合議会議員辞職許可について
- 日程第14 五条広域事務組合議会議員辞職許可について

- 日程第15 選挙第 3号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第16 選挙第 4号 五条広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第17 清須市都市計画審議会委員の選任について
- 日程第18 同意第 1号 監査委員の選任について
- 日程第19 承認第 1号 専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第20 承認第 2号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第21 承認第 3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第22 承認第 4号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について
- 日程第23 議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第2号）案

（ 傍聴者 2名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (野々部 享君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和5年第1回清須市議会臨時会を開会いたします。

なお、感染症予防のため議場のドアを開けておりますので、よろしく願いいたします。ただし、選挙による投票の際には一時的に閉めさせていただきますので、併せてお願いいたします。

ただいまの出席議員は、20名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日、天野武蔵議員より欠席の届出が提出されております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、20番成田義之議員並びに1番伊藤奈美議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (野々部 享君)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたします。

ここで、副議長と交代いたします。

副議長 (飛永 勝次君)

副議長の飛永でございます。野々部議長に代わりまして議長職を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

日程第3、議長辞職許可についてを議題といたします。

野々部議長から、議会申合せ事項第91号の規定により、辞職願が提出されています。

地方自治法第117条の規定により、野々部議長の退席を求めます。

< 野々部議長退場 >

副議長（飛永 勝次君）

事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、朗読させていただきます。

令和5年5月8日

清須市議会副議長 飛永 勝次 様

清須市議会議長 野々部 享

辞職願

私は、このたび申合せ任期満了により清須市議会議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

副議長（飛永 勝次君）

お諮りいたします。

野々部議長の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

副議長（飛永 勝次君）

異議なしと認めます。

よって、野々部議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

野々部議員の入場を認めます。

< 野々部議員入場 >

副議長（飛永 勝次君）

ここで野々部議員から、御挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

御挨拶は、発言席でお願いいたします。

野々部議員、お願いいたします。

< 12番議員（野々部 享君）登壇 >

12番議員（野々部 享君）

失礼いたします。

皆様方、1年間大変お世話になりました。ありがとうございました。

私、昨年ですね、議長に選任いただいた時に、公正で円滑な議会運営をとお誓い申し上げたわけですが、残念ながら、私の力不足で議員の皆様、また市当局の皆さんには、大変御迷惑をおかけしたことをまずもって心よりお詫び申し上げます。

また、一方でですね、長年の懸案事項でありました議会の配信、またタブレットの導入、そのことに関しまして、私の議長任期中に何とか形づけることができましたことは、本当に何とか皆様方から合格点がいただけるのではないかなと思っております。本当にありがとうございました。

これからは、一議員として清須市、また清須市議会の発展のために頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

(拍手)

副議長（飛永 勝次君）

日程第4、選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

ただいま議長が欠けましたので、これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

副議長（飛永 勝次君）

ただいまの出席議員は、20名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

副議長（飛永 勝次君）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長（飛永 勝次君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

副議長（飛永 勝次君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。事務局より順番に氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

なお、議員の中に同姓の方がおられますので、記入の際は、お気をつけください。

それでは、議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

事務局長の後藤でございます。

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきますので、投票のほうをお願いいたします。

1番、伊藤奈美議員、2番、浅妻議員、3番、齊藤議員、4番、土本議員、5番、松岡議員、6番、山内議員、7番、冨田議員、8番、松川議員、9番、大塚議員、10番、小崎議員、11番、野々部議員、12番、岡山議員、13番、林議員、14番、加藤議員、15番、高橋議員、16番、伊藤嘉起議員、17番、久野議員、18番、浅井議員、19番、成田議員、最後に、飛永副議長、お願いいたします。

副議長（飛永 勝次君）

投票漏れはありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

副議長（飛永 勝次君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、2番、浅妻議員並びに3番、齊藤議員を指名いたします。

それでは、恐れ入りますが、立会人の浅妻議員並びに齊藤議員、開票の立会いをお願いいたします。

< 開票 >

副議長（飛永 勝次君）

立会人の浅妻議員並びに齊藤議員は、自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票20票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち、伊藤嘉起議員20票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、伊藤嘉起議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

副議長（飛永 勝次君）

ただいま議長に当選されました伊藤嘉起議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました伊藤嘉起議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

< 新議長（伊藤 嘉起君）登壇 >

新議長（伊藤 嘉起君）

早速、挨拶の機会を設けていただき、心より御礼申し上げます。

ただいまは、清須市議会、荣誉ある議長、本日出席議員全員の賛同を得まして議長に選出されましたことを心から感謝を申し上げるとともに、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

先ほど野々部前議長のほうからもお話がありました。昨年度は、議会改革委員の皆様、そして議員の皆様の御尽力により、清須市十数年前より議論してまいりました動画配信、そして議会のICT化もこの秋には始まるという節目の年を迎える年度に当たりまして、私のような者が議長を務められるか心配ではございますが、皆様の御理解をいただき、議会運営に務めたいと、このように思っております。

議長といたしましては、公平公正な円滑な議会運営に努めてまいりますが、議員の皆様の御意見、御指導、御鞭撻をいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任の挨拶に代えさせていただきます。

（拍手）

副議長（飛永 勝次君）

議長が決まりましたので、ここで交代いたします。

御協力ありがとうございました。

ここで、9時55分まで休憩いたします。

(時に午前 9時49分 休憩)

(時に午前 9時55分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから会議の進行に当たらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第5、副議長辞職許可についてを議題といたします。

飛永副議長から、議会申合せ事項第91号の規定により、辞職願が提出されています。

地方自治法第117条の規定により、飛永副議長の退席を求めます。

< 飛永副議長退場 >

議長 (伊藤 嘉起君)

事務局に辞職願を朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長 (後藤 邦夫君)

事務局長の後藤です。

それでは、朗読させていただきます。

令和5年5月8日

清須市議会議長様

清須市議会副議長 飛永 勝次

辞職願

私は、このたび申合せ任期満了により清須市議会副議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

議長 (伊藤 嘉起君)

お諮りいたします。

飛永副議長の副議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、飛永副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

飛永議員の入場を認めます。

< 飛永議員入場 >

議 長（伊藤 嘉起君）

ここで飛永議員から、御挨拶の申出がございますので、これを許可いたします。

御挨拶は、発言席でお願いいたします。

飛永議員、お願いいたします。

< 11番議員（飛永 勝次君）登壇 >

11番議員（飛永 勝次君）

飛永でございます。副議長退任に当たり一言御挨拶申し上げます。

この1年間議長をお支えしつつ、議会改革など新しいことに取り組む中、大過なく副議長を務めさせていただきまされたこと、議員の皆様の御協力、また市長をはじめ職員の皆様の御協力、また議会事務局の皆様の御協力のおかげでございます。心から改めて感謝申し上げます。

今後は、一議員として、この貴重な経験を生かし、発展・成長しゆく清須市の市民の付託に応えゆくため、誠心誠意取り組み、精進を重ねてまいります。今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻のほどよろしく願いをいたします。甚だ簡単ではございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。

1年間誠にありがとうございました。

（拍手）

議 長（伊藤 嘉起君）

日程第6、選挙第2号 副議長の選挙についてを議題といたします。

これより、副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

< 議場閉鎖 >

議 長（伊藤 嘉起君）

ただいまの出席議員は、20名でございます。

投票用紙を配付いたします。

< 投票用紙配付 >

議長（伊藤 嘉起君）

投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

< 投票箱点検 >

議長（伊藤 嘉起君）

異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。事務局より順番に氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

議会事務局長。

議会事務局長（後藤 邦夫君）

事務局長の後藤です。

それでは、順番にお名前を読み上げさせていただきますので、投票をお願いいたします。

1 番、伊藤奈美議員、2 番、浅妻議員、3 番、齊藤議員、4 番、土本議員、5 番、松岡議員、6 番、山内議員、7 番、富田議員、8 番、松川議員、9 番、大塚議員、10 番、小崎議員、11 番、飛永議員、12 番、野々部議員、13 番、岡山議員、14 番、林議員、15 番、加藤議員、16 番、高橋議員、18 番、久野議員、19 番、浅井議員、20 番、成田議員、最後に、伊藤嘉起議長、お願いいたします。

議長（伊藤 嘉起君）

投票漏れは、ありませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、4番、土本議員並びに5番、松岡議員を指名いたします。

恐れ入りますが、立会人の土本議員並びに松岡議員、開票の立会いをお願いいたします。

< 開票 >

議長（伊藤 嘉起君）

立会人の土本議員並びに松岡議員は自席へお戻りください。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票20票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち大塚議員20票、以上でございます。

この選挙の法定得票数は、6票であります。

よって、大塚議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

< 議場開鎖 >

議長（伊藤 嘉起君）

ただいま副議長に当選されました大塚議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました大塚議員より、当選の承諾及び挨拶を発言席でお願いいたします。

大塚議員。

< 新副議長（大塚 祥之君）登壇 >

新副議長（大塚 祥之君）

ただいま皆様方の心温まる御推挙をいただき、副議長を拝命いたしました大塚祥之でございます。改めて、副議長に就任し、役職の重みを身にしみ感じております。

本日より新型コロナウイルス感染症も2類から5類に引き下げられ、市民の皆様方におかれましても、制約制限のない生活が送っていただけるのではないかと感じております。

また、清須市議会におかれましても、6月定例会より議会中継を取り入れ、開かれた議会の見える化が始まってまいります。私も伊藤議長と共に、議会の円滑な運営と議会の活性化に今後もしっかりと取り組み、力を注いでまいります。議員の皆様方におかれましては、引き続き、今ま

で以上の御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、清須市と清須市議会の発展に寄与することをお約束させていただき、副議長就任の御挨拶とさせていただきます。

本日より1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

議長 (伊藤 嘉起君)

日程第7、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会の委員定数は、委員会条例第2条の規定により、総務常任委員会7名、福祉常任委員会7名、建設文教常任委員会7名となっております。

また、常任委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定により、1年となっております。

なお、各常任委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

ここで、議会申し合せ事項第84号の規定により、副議長と協議しますので、大塚副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(時に午前10時11分 休憩)

(時に午前10時12分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議会事務局長より各常任委員会委員を発表いたします。

議会事務局長。

議会事務局長 (後藤 邦夫君)

それでは、各常任委員会委員を発表いたします。

総務常任委員会は、成田議員、浅井議員、伊藤嘉起議長、加藤議員、林議員、大塚副議長、冨田議員、以上7名でございます。

福祉常任委員会は、久野議員、高橋議員、岡山議員、小崎議員、山内議員、土本議員、浅妻議員、以上7名でございます。

建設文教常任委員会は、天野議員、野々部議員、飛永議員、松川議長、松岡議員、齊藤議員、伊藤奈美議員、以上7名でございます。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

お諮りいたします。

ただいまの発表のとおり、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、ただいまの発表のとおり、それぞれ指名することに決定しました。

それでは、委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各委員会の臨時の委員長には、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うことになっております。

それでは、臨時の委員長を発表いたします。

総務常任委員会は成田議員、福祉常任委員会は久野議員、建設文教常任委員会は野々部議員、以上でございます。

なお、臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら、議長まで報告をお願いいたします。

ここで、各常任委員会の開催場所を指定いたします。

総務常任委員会は委員会室、福祉常任委員会は応接室、建設文教常任委員会は第1会議室といたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（ 時に午前10時14分 休憩 ）

（ 時に午前10時18分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、発表いたします。

総務常任委員会の委員長に富田議員、副委員長に加藤議員、福祉常任委員会の委員長に山内議員、副委員長に浅妻議員、建設文教常任委員会の委員長に野々部議員、副委員長に齊藤議員、以上でございます。

日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員定数は、委員会条例第5条第2項の規定により、8名となっております。また、議会運営委員会委員の任期は、委員会条例第5条第3項の規定により、1年となっております。議会運営委員会の委員の選任につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

ここで、議会申合せ事項第84号の規定により、副議長と協議しますので、大塚副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(時に午前10時19分 休憩)

(時に午前10時20分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議会事務局長より議会運営委員会委員を発表いたします。

議会事務局長。

議会事務局長 (後藤 邦夫君)

事務局長、後藤です。

それでは、議会運営委員会委員を発表いたします。

成田議員、浅井議員、高橋議員、加藤議員、野々部議員、飛永議員、富田議員、山内議員、以上8名でございます。

議長 (伊藤 嘉起君)

お諮りいたします。

ただいまの発表のとおり、指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、ただいまの発表のとおり指名することに決定しました。

ここで、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長につきましては、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員が委員長の職務を行うこととなっております。

臨時の委員長は成田議員をお願いいたします。

成田議員は、正副委員長が決まりましたら、議長まで報告をお願いいたします。

ここで、委員会の開催場所を指定いたします。

開催場所は委員会室といたします。ここで、暫時休憩といたします。

(時に午前10時21分 休憩)

(時に午前10時24分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、発表いたします。

議会運営委員会の委員長に成田議員、副委員長に野々部議員、以上でございます。

日程第9、清須市議会改革推進等調査特別委員会委員の選任についてから、日程第12、清須市駅周辺開発推進対策特別委員会委員の選任についてまでの4案件を一括議題といたします。

各特別委員会の委員定数につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、それぞれ議決されており、議会広報特別委員会が6名、その他の特別委員会の定数は、それぞれ8名となっております。

また、各特別委員会委員の任期は、議会申合せ事項第92号の規定により、1年となっております。

選任の方法につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

ここで、議会申合せ事項第84号の規定により、副議長と協議しますので、大塚副議長、こちらをお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(時に午前10時25分 休憩)

(時に午前10時26分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、特別委員会の構成表を配付いたします。

(構成表配付)

議長 (伊藤 嘉起君)

お諮りいたします。

ただいま配付いたしました構成表のとおり、それぞれ指名することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま配付した構成表のとおり、それぞれ指名することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第8条第2項の規定により、各特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

はじめに、議会改革推進等調査特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、委員会条例の規定により、年長の委員である富田議員をお願いいたします。

議会改革推進等調査特別委員会が終了いたしましたら、議会広報特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、委員会条例の規定により、林議員をお願いいたします。

議会広報特別委員会が終了いたしましたら、特定構造物改築対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、委員会条例の規定により、成田議員をお願いいたします。

特定構造物改築対策特別委員会が終了いたしましたら、駅周辺開発推進対策特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、臨時の委員長は、委員会条例の規定により、久野議員をお願いいたします。

全ての特別委員会の開催場所は、委員会室といたします。

各臨時の委員長は、正副委員長が決まりましたら、議長まで報告をお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(時に午前10時29分 休憩)

(時に午前10時35分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、発表いたします。

議会改革推進等調査特別委員会の委員長に天野議員、副委員長に高橋議員、議会広報特別委員会の委員長に小崎議員、副委員長に林議員、特定構造物改築対策特別委員会の委員長に高橋議員、

副委員長に土本議員、駅周辺開発推進対策特別委員会の委員長に松岡議員、副委員長に飛永議員、以上でございます。

ここで、副議長と交代いたします。

副議長（大塚 祥之君）

副議長の大塚でございます。伊藤議長に代わりまして、議長職を務めさせていただきます。

日程第13、西春日井広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

議会申合せ事項第94号の規定により、伊藤議長、富田議員より、西春日井広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、伊藤議長、富田議員の退席を求めます。

< 伊藤議長、富田議員退場 >

副議長（大塚 祥之君）

お諮りいたします。

この西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに御異議ございませんか

（ 「異議なし」 の声あり ）

副議長（大塚 祥之君）

異議なしと認めます。

よって、伊藤議長、富田議員の西春日井広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

伊藤議長、富田議員の入場を認めます。

< 伊藤議長、富田議員入場 >

副議長（大塚 祥之君）

ここで、議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第14、五条広域事務組合議会議員辞職許可についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会申合せ事項第94号の規定により、成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員より、五条広域事務組合議会議員の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員の退席を求めます。

< 成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員退場 >

議長（伊藤 嘉起君）

お諮りいたします。

この五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員の五条広域事務組合議会議員辞職を許可することに決定いたしました。

成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員の入場を認めます。

< 成田議員、浅井議員、高橋議員、林議員、岡山議員、山内議員入場 >

議長（伊藤 嘉起君）

お諮りいたします。

日程第15、選挙第3号 西春日井広域事務組合議会議員の選挙について及び日程第16、選挙第4号 五条広域事務組合議会議員の選挙についての2案件につきましては、一部事務組合議会の代表議員の選挙でございますので、これを一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、2案件は一括議題といたします。

組合議会の代表議員につきましては、組合格約で、組合市町の議会において選挙により行うことになっております。また、各組合議会の代表議員の任期は、議会申合せ事項第94号の規定により、1年となっております。選挙の方法につきましては、議会申合せ事項第86号の規定により、議長が会議に諮って指名することとされています。

ここで、各組合議会の代表議員の選出議員数を申し上げます。

西春日井広域事務組合議会の選出議員数は4名です。

五条広域事務組合議会の選出議員数は7名です。

ここで、副議長と協議しますので、大塚副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(時に午前10時42分 休憩)

(時に午前10時43分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、西春日井広域事務組合議会議員につきましては、充て職であります議長と富田総務常任委員長及び岡山議員、野々部議員、以上4名を指名いたします。

五条広域事務組合議会議員につきましては、充て職であります議長と成田議員、浅井議員、飛永議員、小崎議員、山内議員、浅妻議員、以上7名を指名いたします。

日程第17、清須市都市計画審議会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

審議会委員の任期につきましては、議会申し合せ事項第95号の規定により、委員の任期は1年となっております。

ここで、審議会委員の選出委員数を申し上げます。

都市計画審議会の委員の選出委員数は、2名でございます。

選任の方法につきましては、議会申合せ事項第87号の規定により、正副議長に一任することとなっております。

ここで副議長と協議しますので、大塚副議長、こちらにお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

(時に午前10時44分 休憩)

(時に午前10時45分 再開)

議長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市計画審議会委員については、松岡議員及び伊藤奈美議員の2名を指名いたします。

ここで、事務局より当局提案の同意第1号を配付させます。

< 同意案件配付 >

議長 (伊藤 嘉起君)

ここで、暫時休憩といたします。再開は15分後といたしますので、よろしくお願いたします。

(時に午前10時45分 休憩)

(時に午前11時00分 再開)

議 長 (伊藤 嘉起君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、同意第1号は当局提案となりますが、人事案件ですので、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決定いたします。

日程第18、同意第1号 監査委員(議員)の選任についてを議題といたします。

ここで、同意第1号の該当議員が議場におられますので、地方自治法第117条の規定により、林議員の退席を求めます

< 林議員退場 >

議 長 (伊藤 嘉起君)

提案理由の説明を永田市長より受けます。

提案理由の説明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長(永田 純夫君)登壇 >

市 長 (永田 純夫君)

おはようございます。

それでは、提案理由を御説明いたします。

同意第1号 監査委員(議員)の選任につきましては、清須市春日高札68番地、林真子議員を清須市監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の経歴は、御配付いたしました同意案の裏面に記載いたしました。御賛同を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (伊藤 嘉起君)

お諮りいたします。

この案件は人事案件ですので、質疑・討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

同意第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (伊藤 嘉起君)

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は選任同意することに決定いたしました。

ここで、林議員の入場を許可いたします。

< 林議員入場 >

議長 (伊藤 嘉起君)

お諮りいたします。

日程第19、承認第1号から日程第23、議案第32号までの5案件を一括議題とし、提案理由及び内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑・討論を行い、採決することが、議会運営委員会で決定しております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げた方法で行うことに決定いたします。

日程第19、承認第1号 専決処分した事件(清須市税条例の一部を改正する条例)の承認についてから日程第23、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算(第2号)案までの5案件を一括議題といたします。

永田市長より提案理由の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、提案理由を御説明いたします。

承認第1号 専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限の延長等を行うこととしたものでございます。

承認第2号 専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法の一部改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例に係る規定の整理を行うこととしたものでございます。

承認第3号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行うこととしたものでございます。

承認第4号 専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免を引き続き行うこととしたものでございます。

なお、承認第1号から第4号までは、いずれも令和5年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第2号）案につきましては、国が食費等の物価高騰への追加対策として決定した低所得の子育て世帯に対する児童一人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、所要の補正を行うことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は、7千842万4千円を追加し、予算の総額は309億2千442万7千円となります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

それでは、日程第19、承認第1号及び日程第20、承認第2号の2案件につきまして、総務部長から一括して内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

承認第1号及び承認第2号を続けて御説明します。

それでは、令和5年第1回清須市議会臨時会市長提出議案等の1ページを御覧ください。

まず、承認第1号です。

承認第1号

専決処分した事件（清須市税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和5年5月8日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側の2ページを御覧ください。

5年専決第6号

専決処分書

清須市税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

清須市長 永田純夫

右側の3ページを御覧ください。黄緑色の表紙の参考資料①市長提出議案等説明資料の1ページの主な改正の内容の表も併せて御覧いただくと幸いです。

それでは、議案等の3ページを御覧ください。

清須市条例第21号 清須市税条例の一部を改正する条例

清須市税条例の一部を次のように改正する。

この一部改正条例は、地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布、同年

4月1日に施行されたことに伴い、4月1日から施行すべき市税条例の規定、固定資産税と軽自動車税が主なものになりますが、について令和5年3月31日に専決処分したものです。

その主な改正の内容を説明します。

1つ目は、固定資産税です。

中ほどの附則第10条の2、もう1枚はねていただきまして4ページを御覧いただき、中ほどの第27項及び中ほどの附則第10条の3第12項の一部改正は、マンション長寿命化促進に係る固定資産税の減額です。

一定の要件を満たすマンションについて、施行日、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合、その翌年度分の固定資産税に限り、固定資産税額の3分の1を減額することとしました。

2つ目は、軽自動車税です。

右側の5ページを御覧ください。

上から2行目の附則第16条の一部改正は、軽自動車税種別割のグリーン化特例の適用期限の延長です。

電気自動車等を取得した場合におけるグリーン化特例（軽課）の適用期限を3年延長することとしました。ただし、2030年度基準70%達成の営業用乗用車については、2年延長するものです。

下から5行目の附則です。

第1条は、施行期日です。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2条は、固定資産税に関する経過措置の規定。

1枚はねていただきまして、左側の6ページを御覧ください。

下段の第3条は、軽自動車税に関する経過措置の規定です。

承認第1号の説明は、以上です。

次に、承認第2号です。

右側の7ページを御覧ください。

承認第2号

専決処分した事件（清須市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和5年5月8日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側の8ページを御覧ください。

5年専決第7号

専決処分書

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めためたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

清須市長 永田純夫

右側の9ページを御覧ください。

清須市条例第22号

清須市都市計画税条例の一部を改正する条例

清須市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

この一部改正条例も地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、4月1日から施行すべき市都市計画税条例の規定について、令和5年3月31日に専決処分したものです。

主な改正の内容を説明します。

附則第2項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

以下同様に、地方税法の一部改正に伴い、引用する地方税法の規定の項ずれを整理したものです。

下段の附則です。

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第2項及び第3項は、経過措置の規定です。

承認第2号の説明は、以上です。

以上で、承認第1号及び承認第2号の説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、日程第21、承認第3号及び日程第22、承認第4号の2案件について、市民環境部長から一括して内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

承認第3号について御説明いたします。

それでは、市長提出議案等の11ページを御覧ください。

承認第3号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和5年5月8日提出

清須市長 永田純夫

12ページを御覧ください。

5年専決第8号

専決処分書

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年3月31日

清須市長 永田純夫

13ページを御覧ください。

清須市条例第23号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、改正内容について御説明いたします。

別冊、黄緑色の市長提出議案等説明資料の3ページを御覧ください。

今回の改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る所得判定基準の見直しを行うため、改正するものです。

上から4つ目の丸印になりますが、課税限度額の引上げにつきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「20万円」から「22万円」に改めるもので、これにより

1世帯の課税限度額の合計は、「102万円」から「104万円」となります。

基礎課税額及び介護納付金課税額につきましては、変更ありません。

その下の丸印になりますが、所得判定基準の見直しについては、経済動向等を踏まえ、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯において、軽減基準額を5割軽減で被保険者1名あたり「28万5千円」から「29万円」に、2割軽減で被保険者1名あたり「52万円」から「53万5千円」にそれぞれ改めるものです。

市長提出議案等の13ページに戻っていただきますと、ただいま御説明いたしました課税限度額及び所得判定基準の記載があります。清須市国民健康保険税条例第2条及び第23条の規定を改正するものでございます。

附則としまして、第1項 施行期日になりますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

第2項 経過措置になりますが、改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

承認第3号についての御説明は、以上でございます。

続きまして、承認第4号について御説明いたします。

市長提出議案等の15ページを御覧ください。

承認第4号

専決処分した事件（清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和5年5月8日提出

清須市長 永田純夫

16ページを御覧ください。

5年専決第9号

専決処分書

清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分す

る。

令和5年3月31日

清須市長 永田純夫

17ページを御覧ください。

清須市条例第24号

清須市国民健康保険税条例及び清須市介護保険条例の一部を改正する条例

改正内容について御説明いたします。

別冊、黄緑色の市長提出議案等説明資料の4ページを御覧ください。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免を引き続き行うものです。

減免の対象となるのは、令和4年度分の国民健康保険税又は介護保険料で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているものに限りです。

市長提出議案等の17ページに戻っていただきますと、ただいま御説明いたしました内容の記載がございます。清須市国民健康保険税条例附則第17項及び清須市介護保険条例附則第14項の規定を改正するものでございます。

附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

承認第4号についての御説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

次に、日程第23、議案第32号について、総務部長から内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いします。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第32号について御説明します。

令和5年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第32号

令和5年度清須市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度清須市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千842万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ309億2千442万7千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月8日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、左側の2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、補正額7千842万4千円の増額、2項国庫補助金です。

右側の3ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、補正額7千842万4千円の増額、2項児童福祉費です。

1枚はねていただきまして、右側の色紙から補正予算に関する説明書になります。

あと3枚はねていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

まず、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額7千842万4千円の増額、2節児童福祉費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の新規計上です。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に充当する特定財源10分の10です。

1枚はねていただきまして、10ページ、11ページを御覧ください。

歳出です。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額7千842万4千円の増額、3節職員手当等から18節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費912万4千円及び給付費6千930万円の各新規事業です。

本事業は、国が食費等の物価高騰への追加対策として決定したことから、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給する

ものです。

給付対象者は、まず、低所得のひとり親世帯、児童扶養手当受給者等です。令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方は、申請が不要で、プッシュ型で給付をします。公的年金等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方で、児童扶養手当に係る所得制限額を下回る方及び家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方は、申請が必要になります。

次に、その他低所得の子育て世帯、令和4年度分の住民税均等割非課税の子育て世帯です。

令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した方は、申請が不要で、プッシュ型で給付をします。そのほか、対象児童の養育者であって、家計が急変し、収入が住民税均等割非課税相当と認められる方は、申請が必要となります。

対象児童は、基準日の令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童で、障がい児の場合は20歳未満となります。

なお、令和5年4月1日から令和6年2月29日までに生まれる新生児も対象となります。

申請が不要のプッシュ型の対象者には、5月12日付けで給付案内通知を発送し、10日程度の辞退申出期間を設け、決定通知の発送後、令和5年5月29日付けで給付金を振り込む予定です。

申請が必要となる対象者は、市ホームページ等での周知や広報6月号に記事を掲載する予定で、随時、令和6年2月29日まで申請を受け付けます。ただし、令和6年2月に生まれる新生児については、3月15日まで別途申請を受け付ける予定です。申請の受付後に審査を行い、決定通知を発送して、順次、給付金を振り込む予定です。

議案第32号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

これより、質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてからそれぞれ行ってください。

また、討論につきましては、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いいたします。

最初に、日程第19、承認第1号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

それではないようですので、討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長 (伊藤 嘉起君)

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は、承認されました。

次に、日程第20、承認第2号に質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

質疑もないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第2号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は、承認されました。

次に、日程第21、承認第3号に質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

承認第3号について質問させていただきます。

特に、賦課限度額の改定について質問させていただきたいと思います。

今回、後期高齢者支援金分の2万円の引上げということではありますが、まず後期高齢者支援金の賦課分の超過世帯割合は、前年度と比べてどのぐらい増加しているのか、まずお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局答弁、浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課長の浅野でございます。

影響額としましては、まだ5年度課税はされてませんので、4年度課税で計算しますと約

150世帯の方が対象となります。

保険税につきましては、約300万円の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

超過世帯割合で今150世帯ということであります。そうするとですね、国が言ってるように、前年度、令和4年度と同じ割合が新年度の令和5年度にも賦課限度額に該当するように2万円引き上げるんだというようなことを言っているわけですが、最高等級の該当する被保険者の割合が、一応、国のほうが0.5から1.5の間となるように法定化されているわけですが、本市の場合は、そのバランスはどのように考えられているのか伺いたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局答弁、浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課の浅野でございます。

清須市におきまして、これも4年度課税に当てはめて計算しますと、約150世帯につきましては、全体の1.9%となる見込みでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

そうすると、1.9%ということであります。一般的に言われているのが、低・中所得者が多いと相対的に所得の応能分であります。低い世帯の保険税額が賦課限度額に到達することも考えられると一般的に言われておるわけですが、本市の実態からすると、どういうふうに判断されているのか、改めてお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局答弁、浅野保険年金課長。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

この150世帯につきましては、例えば、50代1人で給与所得者の場合、給与収入が1千216万7千円でこの上限の104万円に達するというふうに判断しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

一人世帯で言われたわけですが、賦課限度額は、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮して、国保税の負担額に一定の上限を設けるものとして定められているわけであり。そして、引上げを行う中で、高所得者にも応分の負担を求めていく。負担感が重いと思われる中所得階層や低所得の人たちの負担上昇をできる限り抑制するんだということ。を目的に毎年引き上げられてきているわけですが、改めて振り返ってみると、平成20年度（2008年）から令和4年度（2022年）、この14年間を見ると賦課限度額というのは、68万円から102万円まで上昇しているわけであり。それで、後期高齢者の支援金賦課限

度額を見ると、これも12万円から20万円であります。大きく引き上げられているわけでありませんが、当初の目的のように、できる限り抑えられている金額なのか、どういうふうに担当として思われるかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局答弁。

保険年金課長（浅野 英樹君）

保険年金課、浅野でございます。

この額につきましては、所得のある方から応能分の負担はしていただくという考えでやっているというふうな考えでございます。清須市につきましては1.9%となっておりますので、まだ所得の高い方が多いというふうに判断しております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

所得の高い方が多いという判断をしているということをおっしゃったので、今後の質問に生かしていきたいと思っておりますけれども、1990年度から2020年度の30年間に国保加入世帯の平均所得、これは一般的に言われているのが約100万円以上減ってきている、こう言われているわけでありまして。一方、一人当たりの保険税というのは、自治体によって違いますけれども、大体1.5倍強、跳ね上がってきているわけでありまして。加入者の所得の低い国保の負担が、限界になってきておると。被保険者の構成や脆弱な財政基盤を解決する、こういうことが今、何よりも求められていますし、全国知事会や全国市町村会も国のほうに訴えているわけでありまして。負担の上限の引上げは、既に限界を超えており、公費負担を増やして構造問題を解決すべきである、こういうことを改めてこの場で申し述べて、私の質問を終わりたいと思っております。

以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（伊藤 嘉起君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（伊藤 嘉起君）

討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第3号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。起立多数であります。

よって、本案は、承認されました。

次に、日程第22号、承認第4号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（伊藤 嘉起君）

質疑ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（伊藤 嘉起君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議 長（伊藤 嘉起君）

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第4号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は、承認されました。

次に、日程第23、議案第32号に質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤 嘉起君)

質疑ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤 嘉起君)

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤 嘉起君)

討論もないようですので、これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第32号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長(伊藤 嘉起君)

ありがとうございます。起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回清須市議会臨時会を閉会いたします。

長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

(時に午前11時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年5月8日

前議長 野々部 享

前副議長 飛 永 勝 次

議長 伊 藤 嘉 起

署名議員 成 田 義 之

署名議員 伊 藤 奈 美